

平成30年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(憲法)

第 1 問

以下の文章を読んで、あとの問に答えなさい。

〇市は、市営住宅の建て替えに際して、付近住民により組織されたA町会から、地域の無事安全と、地域住民のコミュニケーションを図るために、それまでは付近の私有地内に建立されていた地蔵像を市有地である市営住宅の敷地（以下「本件敷地」という）内に移設することを認めて欲しいとの要望を受けた。要望を受けた〇市は、市営住宅の建て替え事業を円滑に進めるとともに、地域住民の融和の促進を図るために、A町会からの要望を受け入れることが得策と考え、A町会に対して、移設される地蔵像の敷地として、地方自治法 238 条の 4 第 7 項の行政財産の目的外使用許可を与え、約 4 m²の本件敷地を無償で使用させた。移設の対象とされた地蔵像は、僧形をした地蔵の立像で、付属施設として、花立て、線香台、水を供える器、賽銭箱などが備えられるなど、仏教の形式に従ったものであった。なお、地蔵像の基礎にある地蔵信仰は、中国を経て日本へ伝来した仏教の地蔵菩薩が、親しみを覚えさせる僧形をした菩薩であったため、末法思想や地獄で苦しむ衆生を救済することを本願とする地蔵菩薩に関する仏教教理が変質し、庶民の素朴な信仰として、現世利益、功德本位の信仰として発展してきた側面があるとされている。ことに、寺院以外にある地蔵は、一般庶民の間で仏教集団その他の宗教組織とは無関係に設置され、教義が教典化されることも布教活動が行われることもなく、地域住民が儀礼行事を行い、これらの行事や伝承が長年にわたって繰り返されて地域住民の生活の中にとけ込んだものといわれている。実際にA町会で行っていた地蔵の儀礼行事は、8月24日頃に行われる年1回2日間の地蔵盆の行事であった。地蔵盆では、仏僧による読経のほかに、子どもへのおやつのお配り、線香花火、お供えのお下がりの配布などが行われていた。

問 〇市がA町会に対して、地蔵像移設のため、本件敷地である市有地の無償使用を許可したことが、日本国憲法が定める政教分離原則に反するといえるか否かにつき、関連する判例に必ず言及しつつ、検討しなさい。

(配点：60点)

(憲法)

第 2 問

憲法 82 条 1 項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定めている。このいわゆる裁判の公開の意義及び適用範囲について、判例を踏まえながら丁寧に論じなさい。

(配点：40 点)